明治期学級担任配置の研究

－学校経営的関心の対象としての学級担任配置－

筑波大学大学院　平　井　貴美代

１．はじめに

本研究は明治期の尋常小学校における学級担任配置を、学級観の変遷に対応しつつとられた経営的行為として考察することを目的としている。ここで言う学級観とは、「学級編制等ニ関スル規則」（明治24年）等の一連の規定による制度化に伴いもたらされた状況の変化の中で、模索され了解されていった学級のあり方（あるべき姿）を示している。学校管理者は次第に整えられつつあった学級観に対応すべく、当時の小学校が置かれている制約や条件の範囲内において、何らかの対応をしていった。そうした対応の表れである学級担任配置は、限られた範囲内ではあるが学校経営的な行為として見做すことができる。本研究で学級担任配置の問題を、学校経営的関心という視点から分析する意図はここにある。

従来の我が国の学校経営の歴史的分析では、理論や法規・県令・校規等の制度面を中心として行われ、学校内の実践は比較的その視野に入れられてはこなかった(1)。その理由としては、アメリカ起源の学校経営論が強調されるなかで、戦前の学校経営を考察する今日的意義が認められてこなかったこともあるが、むしろ学校内の学校経営実践が記録として留められることは稀であり、その把握が困難であったことによると考えられる。ところが理論や制度面のドラスティックな変貌と実践面の変化との間には、ある程度の乖離が存在している。実践は制度や理論などに規定されながらも同時に、関与者の相互作用と解釈・意味の共有化による「構成的現実(2)」としての独自性を有するものであり、その多くは日常的な自明性の中に埋没している。本稿が対象としている日常的実践の歴史的変遷・蓄積の過程及びその背後にあるメカニズムの解明は、今日の学校経営の有り様を再検討するための視点を提供するものとして位置づけられるであろう。

本研究では、明治期の学級担任配置とそこに見られる学校経営的関心を以下のような手続きで分析した。まず、明治中期以降の教育観の転換に伴い学級担任中心の学級観が確立する経緯を整理し、それによって必要とされるようになった経営的配慮を担任教師の起用、及び学級セクショナリズムの防止という２側面から検討する。さらに両者の調整が「学校経営」として結実した姿を、明治40年代の教育雑誌の記事に基づいて整理した。史料としては主に、教育雑誌８誌に記載された論文・記事と、静岡県の小学校６校の学校沿革誌（各学校が作成を義務づけらていた表簿の一つ）に記述された「学級に対する職員の配置」を取り上げた(3)。

2．学級の制度化とその背後にある教育観

明治24（1891）年「学級編制等ニ関スル規則」（以下規則と略す）において学級は制度化され、以下ような定義を与えられた。

本則ニ於テ学級ト称スルハ一人ノ本科正教員ニ於テ同時ニ教授スヘキ一団ノ児童ヲ指シタルモノニシテ従前ノ一年級二年級等ノ如キ等級ヲ云フニアラス(4)

第二次小学校令（明治23年）に随伴する施行規則の一つとして制定されたこの規則に関しては、啓蒙から教化への教育政策の転換との関連性が従来から指摘されてきた。即ち、啓蒙期の学校観に代わって「『秩序』への意識と感覚とを育成しようとする、徳育・訓練重視の学校観が政策的に支持され」たことにより、「生徒の個別性に立脚した『等級制』よりも、児童を数量としての『団体』でとらえる『学級』制の方が、よりふさわしい編制方式(5)」とされたというものである。規則制定の直接的契機は、「『教育上ノ便』よりも主として『経済上ノ事情』から制定されたことは明らか(6)」という見方もあり、教育観の転換に短絡的に結びつけることは控えるべきであるが、試験による進級制が否定されていく明治20年代末から30年代にかけて、徐々にその意義づけがなされていったことは明らかであろう。同時期の、単級学校を「知的技能的教授では劣るとされながらも」「師弟ノ情誼」や「没主体的な規律性を形成するうえで、貴重な訓練効果がある(7)」とする認識は、「臣民」学校観の浸透過程の中で生まれてきたものであった。

さらに明治30年代になると、学級担任教師に対してより積極的な意義づけがなされるようになる。第三次小学校令（明治33年）のもとで卒業認定のための試験制度が廃止され、子どもの「平素ノ成績」（学業成績及び操行）が評価活動の柱となり、学級担任による個々の児童の観察および記録が重視されるようになったためである。天野正輝氏は、明治30年代中頃以降「中央・地方の教育雑誌に掲載される論文や記事に、個性とか個性の観察という表現がしばしば登場するようにな(8)」ったと指摘している。のちに『教育時論』主筆となった堀尾太郎は明治33(1900)年、4回にわたって掲載された「帝国小学校学級論」の中で、「一人の教員が、数十人の児童の、賦性、従来被教育の有様、及結果、心身発達の有様、父母、親戚、交友等の状態につき、漠然ながらも、其児童に相応したる、想像を画がき能ふ」ことの重要性を指摘し、そのために学級担任が継続して児童の指導に当たる必要性を主張した(9)。

教育観の転換に伴う学級担任への積極的な意義づけは、学級担任配置への関心を促すことになったと考えられる。規則制定当初の等級制の価値観に影響されていた時期には、学校とは基本的には教授を行う場であり、しかも教授の対象である児童の学力の達成は個々の児童の能力または努力の問題として捉えられていた。その際の学級分担（学級担任制）は教授内容の高度な高い等級から良い教員が受持つ方式がとられ、教員の振り分けに何らの工夫の必要もなかったと言える。ところが第二次小学校令下の教育観が浸透し自由競争的な能力主義の教育が否定されると、

従来のような高学年ほど良い教師が受持つべきという認識に対して、むしろ低学年の方が重要であるという認識も生まれてくる。その他にも様々な考慮すべき要因が付け加わり、学級担任配置には校長の何らかの経営的配慮が要請されるようになったのであろう。

学級担任の配置は、制度的には比較的早い時期から校長の職務として位置づいていた。校長の職務に関する法的な規定は、明治24年「小学校長及教員職務規定」（文部省令第21号）により、「第２条　学校長ハ校務ヲ整理シ所属職員ヲ監督スヘシ」という包括的な職務規定が示されたが、細則の制定は府県知事に任された（第８条)。静岡県では明治24年に定められた「小学校長及教員職務及服務規則」の「職務ノ概目」21項目の第８項に、「所属教員ノ担当スヘキ学級ヲ指定スル事」が取り上げられている(10)。明治20年代は、師範学校の学校管理法教科書に校長の職務が記述されることは稀であったが(11)、30年代になると校長の職務として「教員受持を定むること」が明記されるようになった(12)。以下では実践の場で学級担任の配置が行われる際に、いかなる観点が配慮の対象となっていたのかを論述していくこととする。

３．学級担任配置に関する経営的配慮

(1)学級担任制の採用の問題

学級の制度化は、当時不足しがちであった正教員を行き渡らせるための一方策であった。学級数を児童数に応じて制限した第二條及び第三條に関しては以下のような説明がなされている。

> 全校児童ノ数ニ応シテ相当ノ学級数ノ多キニ過クルコトヲ制限シタルハ一方ニ於テハ市町村ノ資力ヲ酌量シ其負担ニ堪フヘキ編制ヲ立テシメント欲スルト他方ニ於テハ目下本科正教員ノ数乏シキヲ以テ其供給ヲシテ一部ノ地方ニ饒カニシテ他ノ地方ニハ欠乏ヲ感セシムルカ如キ憂ナカラシメンカ為メナリ

学級数減による余剰の教員を他の学校にまわし、教員の資質向上によって教育の質を高めようとしたのである。学級の構成要素として定義された「一正教員」とは、必ずしも学級担任を意味するものではなく、「教科目ノ種類ニ依リ一人ノ本科正教員数学級又ハ其一部ノ児童ヲ合シテ同時ニ教授スルコトヲ得」（第八條）とあるように、修身・唱歌・体操・裁縫などの正教員による教科担任制や、校長による「講堂修身」の授業などを可能とするものであった(13)。

学級制が制定された当初の小学校の多くは小規模校であり、一教員が一学級のすべての教科を担当する学級担任制が一般的であったが、格別な意義づけがなされているわけではなかった。学級担任制は児童の教授を数人の教員が担う際の、単なる分担の一形態にすぎなかったのである。学級数に応じて正教員が得られれば問題はないが、准教員等の資質の不十分な教員を用いる際には、学級担任制にするか教科担任制にするのかが論議の対象となった。『教育報知』には、明治25年に、数回にわたって「学級分担ト学科分担トノ利害」の問答が掲載された。いずれの記事も尋常科では学級分担の方が望ましいとする意見に一応落ちついているが、全面的に肯定していると

いうわけではない。例えば次のような但し書が添えられた記述もある(14)。

普通ノ教師ノミナルトキハ勿論学級分担ヲ可トス元来小学校ノ学科ヲ専門的ニ教授スルモノヽ如キハ策ノ得タルモノニ非ズト雖モ然レドモ学校経済ノ点ニ於テ助手ヲ使用スル場合ニ於テハ学科分担ノ止ムヲ得ザルニ至ラン

一教員が一学級全体の教授を担当する学級担任制は、教員の善し悪しに最も影響される教授形態であるために、准教員や助手などは正教員の監督が必要であるし、場合によっては学級全部を任せることができずに「学科分担」の方式をとる場合があった。規則の定義によれば准教員が一学級を担当することはあり得ないはずではあるが、正教員が得難い状況を踏まえて、「補助教授スル者」として准教員を置くことができるという一定の譲歩がなされていた(15)。実際に准教員等が学級を担任する場合も往々にしてあったようである(16)。准教員を用いる場合の校長の心得として、『新式学校管理法』（明治26年）には以下のような記述がある。

校長ハ準(ママ)教員任用ニ関シ特ニ左ノ事項ニ注意セサル可カラス

（い）準(ママ)教員ニハ如何ナル学級ニテモ其全体ノ負担ヲ委ス可カラス但シ漸次ニ其負担ヲ加フ可シ

（ろ）准教員ニハ生徒ノ心情ヲ感動シテ実践ノ功ヲ奏スルヲ必須スル修身科、緻密ヲ要スル算術科、複雑ナル読書科、事理ヲ究メ因果ヲ明ニス可キ地理、歴史、理科等ヲ受持タシム可カラス之ニ受持タシム可キ課業ハ算術、習字ノ練習、読書ノ復習等ナル可シ但シ准教員ノ負担ス可キ学科ニハ事理ノ已ニ精確固定シテ生徒ノ疑ヲ生ス可カラサルモノヲ撰フ可シ（以下略）(17)

第三次小学校令施行規則では「准教員ハ正教員ノ指揮ヲ承ケ児童ヲ教授スヘシ」（35条）として、単なる補助者から教授者に格上するが、依然として教授の計画立案などの責任は正教員の手に委ねられるものと解されていた。

良教員不足の問題には、資格面で見た正教員不足だけではなく、教員の行う教育内容という実質的問題も含まれていた。教員のなかには勝手に時間割を作成・変更し、「己が好む所に従ひ不都合なる時間割を与へ恬として顧みず況んや屢々理由なきに変更し雑談に数分を費して省(18)」ない者もおり、校長も教員に安心して一学級を任せられなかったことが伺われる。「教員処世の法は転勤にあり(19)」という言葉に示されるように、同一学校に継続して勤めるよりも転勤を繰り返す方が地位も俸給も向上するという風潮が支配的であった当時、「管理教授配下に不行届の訓導多し強制鞭撻を加へんと欲すれば不快を懐て転任を企る(20)」など、各教員が行う学級教授の内容の管理は容易ではなかった。修身科等の重要な教科については、校長が全学級の教授を担当するという発想は、教育内容の保証という観点からやむを得ないものでもあった。

「臣民」学校観が浸透するに伴い、学級担任制は望ましい形態として定着した。訓育のために、「人格の統一」即ち「具体的標準の、必ず一あるべく多なるべからざること(21)」が要請され、教科担任制は明確に否定される。次第に、教科担任制と学級担任制のいずれかをとるかという問

題に代わって、学級担任をいかに配置するかに問題の焦点は移っていくこととなった。

(2)学級担任教師の配置に関する配慮

学校沿革誌の学級担任配置の記録を見ると、明治20年代には殆どの学校（一校を除く）が学年固定制（教師の担当を同一学年に固定する方式）の学級担任配置をしており、しかも校長または首席訓導が最高学年を受持っている。明治30年代になると、学級担任配置に経営的な工夫がなされるようになってきている。例えば、明治31年からの倉真小学校の記録（図１）では校長が１年を４年間連続して担任しており、低学年に力を注ぐ担任配置にしている。豊浜小学校では（名前から判断する限りではあるが)、女教員を明治35年から採用している。女教員は低学年を担当するのが通例であるが、明治39年より第一学年の担当は男性の正教員が担当している（明治41年は女性の正教員)。明治42年の記録には、「准訓導を正訓導と組んで編成」と記載されており、実際に校長及び正訓導の最高学年の担当者がそれぞれ准訓導と組む編制とした（図２)。岩科小学校でも明治35年から各級を２人の教員が担当する編制としているが、同様の配慮によると考えられる。同校では、学級を学年別に編制することよりも、正教員を各学級に配置することを優先したため、明治35年からは前年までの学年別編制から複式編制に改められた（図３)。富士川小学校では、明治33年から一年を前期と後期に分けて、前後で担任を替える方式を採用した。その前年に「教職員欠乏ヨリ」、学年の途中で教員４名の変更があったことを考え合わせると、児童が良教員に均等に担任されるようにするための方策であったと考えられる（図４)。

（図１）倉真小学校

年度＼学年	１年	２年	３年	４年	補助科	高１・２年
明治31年（1898）	杉山ロ	杉山シ	大平	村松セ		
32	杉山ロ	松浦 武田	大平	榛葉 村松セ	杉山ロ 内田	
33	杉山ロ	杉山コ	村松セ		杉山ロ 内田	
34	杉山ロ	榛葉	川嶋	村松セ		宮川
35	横井	榛葉	小栗	村松セ		宮川
36	横井	村松テ	榛葉	村松セ		村井
37	横井	村松テ	土方	村松セ		佐藤
38	横井	村松テ	土方	村松セ		佐藤
39	横井	村松テ	石山	村松セ		佐藤
40	松浦	村井	石山	村松セ		佐藤
41	戸塚テ	松浦	榛葉	村松セ		佐藤
42	戸塚テ	松浦	榛葉	村松セ		佐藤
			杉山シ			
43	杉村マ	橋本	杉山シ	松浦		
44	杉村マ	橋本	杉山シ	佐藤		
45	橋本	杉村マ	杉山シ	増田		
大正２年	杉村マ	橋本	杉村キ	八木巳		
3	杉村マ	橋本	杉村キ	八木巳		
4	八木巳	加藤	杉村マ	杉村キ		

５年	６年	
村松セ	佐藤	
松浦	村松セ	
松浦	村松セ	
戸田	村松	中山
村松	戸田	増田
村松	山本	増田 藤江

■…校長が担任をした学級
↓　…持ち上りが行われたと思われる学級（図１～４共通）

（図２）豊浜小学校

年度＼学年	１年	２年	３年	４年	高等科１・２年	
明治26年	正教員	准１	正教員１		市 井	
27	正教員	准１	正教員１		市 井	
34		廣 岡	伊 藤		市 井	
35	戸塚	名倉	廣 岡		市 井	
36	戸塚	相場	廣 岡		市 井	
37	戸塚	相場	廣 岡		市 井	
38	相場	戸塚	伊 藤		市 井	
39	押田	浅原	廣岡 永田	伊藤	市 井	
40	伊藤	加藤	浅原	押田	市 井	
41	山村	加藤	押田	西郷	市 井	
42	押田	本麦	加藤	西郷	市 井	
		市井	西郷		５年	６年
43	押田	西郷	市井	西郷	本 田	
		石川	本田	石川		
44	廣岡	佐藤	市井	佐藤	市井・近藤	
		清田	近藤	清田		
			石川			
45	市井	村松	廣岡	市井	廣岡	村松
	石井	松本	近藤	石井	近藤	松本
大正２年	市井	村松	廣岡	市井	村松	廣岡
	石井	川島	近藤	石井	近藤	川島
3	市井	村松	加藤	加藤	市井	村松
	石井	近藤	川島	川島	石井	近藤

「准教員と正教員と組んで編成」という記載あり

■…女教員が担任した学級

（図３）岩科小学校

年度＼学年	１ 年	２年	３年	４年	高等			
明治30	壬生	渡辺キ	佐藤カ	佐藤ヨ				
31	佐藤ヨ	佐藤カ	渡辺キ	壬生				
32	小川	佐藤ヨ	佐藤カ	壬生				
			→山口					
33	小川→壬生	佐藤カ	佐藤ヨ	渡辺リ				
34	関・壬生	高橋	山本	佐藤カ				
35	（男）佐藤・小林		大乗・高橋					
	（女）壬生・土屋							
36	（1・2 男）佐藤・山本		（3男・４）大乗・小林					
		（2・3 女）壬生・土屋						
37	（1男・2)佐藤・田中		大乗	壬生				
	（女）大乗・山本		山本	小林				
38	（男）大乗タ・金刺		壬生・大乗コ					
	（女）佐藤・山本							
39	（男）佐藤・金刺		（3男）佐藤					
			金刺					
	（1女・2)壬生・山本		（3女・4)相馬・加藤					
40	（男）相馬・加藤	（男）高島	相馬	佐藤	高島			
		清水	加藤	加藤	清水			
	（女）馬場	（女）佐藤						
		佐藤シ			５年	６年		
41	（1男・2)壬生・山口		（男）	高島	（男）	高島		
	（女）佐藤・斉藤		相馬	加藤	田中	山本		
			山本		加藤			
			（女）		（女）			
	１年男	１年女	斉藤		相馬		高１	
			佐藤		藤沢			
42	佐藤	壬生	本多	山本	加藤	田中	朝比奈	高２
		斉藤						
43	壬生	佐藤	斉藤	石井	本多	加藤	田中	（高1.3） 高島
							堤	（高2.3）
44	堤	斉藤	佐藤カ	斉藤	佐藤ォ	本多	山口	山本 壬生
45	山本		（男）渡辺	佐藤カ	佐藤ォ	藤井	本多	壬生 山本
			（女）斉藤					

（図４）富士川尋常高等小学校

学年／年度	1年	2年	3年	4年	高等1年	高等2年	補1	補2
明治25年	中野	五十嵐	天野	長野	前田			
26	長田	中野	五十嵐	鈴木	川口		川口	
27	一	中野	五十嵐	鈴木	遠山	川口	遠山	川口
28	一	中野	望月	鈴木	新村		川口	
29	一	中野	望月	鈴木	新村		川口	
29	一	中野	望月	坂部	新村		川口	
30	男 女	男 女	斉藤	谷中	望月	坂部	川口	
	望月シ 望月ト	日高 北島	関根	斉藤	坂部	望月コ	川口	
31	佐野 遠藤	勝呂 望月ト	男 女	男 女	坂部	大瀬	高3	高4
32	望月コ 松井	熊野 望月ヤ	斉藤 望月	篠原 中村	↓	↓		
（教職員欠乏ヨリ変更）			↓ ↓	↓ ↓	坂部	井出		
			斉藤 藤岡	望月コ			川口	
33	中司 中村	荻野 松井	桜井	斉藤	塩坂	坂部	川口・井出	
（始）			（女）本多					
（末）	杉山 中村	松井 時田	望月ヤ	川口	塩坂	坂部	宇佐美	
			（女）藤岡					
34	宇佐 松井	杉山 中村	時田	望月ヤ	永野	塩坂	坂部	
（始）	美		（女）藤岡					
（末）	松井 伊丹	川口 中村	塩谷	宇佐美	永野	望月サ	坂部	
			（女）藤岡					
35	松井 若林	宇佐 長谷	男 女	男 女	坂部	永野	川口・望月サ	
（始）		美	塩谷 中村	藤岡 伊東				
（末）	松井 若林	宇佐 伊東	川口 常葉	塩谷 藤岡	坂部	永野	川口・望月サ	
		美	加藤					
36	田中 藤岡	松井 加藤	宇佐 常葉	塩谷 鮎川	勝呂	坂部・松井・望月		
（始）		川口	美					
（末）	田中 藤川	川口 加藤	宇佐 常葉	松井	勝呂	坂部・川口・花崎		
			美					
37	望月ヤ 松井	田中 池谷	川口コ 若月	塩谷 常磐	高塚	勝呂	坂部	
（始）				川口ク				
（末）	望月ヤ 林	池谷 常磐	川口コ 深尾	川口ク 若月	高塚	塩谷	坂部	
38	中野 谷	望月ヤ 若月	塩谷 川口ク	川口コ 堀池	坂部	高塚	勝呂	
			大石					
39	望月タ 常葉	若月コ 若月ケ	望月ヤ 川口コ	塩谷 川口ク	高橋	坂部	勝呂	
40	甲 望月	吉田 佐野	塩谷 星崎	常葉 望月	川口ク	村木	勝呂	
	乙 一				（女子）坂部			
	丙 清水		（男女混合）					
41	磯部 鮎川	望月タ 若月ケ	遠藤 寺西	中川 栗原	5	6	高1	高23
		男女 川口						
					岡	坂部	村木	勝呂
			（男女混合）			井本	女 吉田	
42	甲 勝呂	川口 鮎川	望月タ 望月ナ	遠藤 寺西	佐藤 栗原	岡立 坂部	男 村木	
	乙 坂下						女 井本	
	丙 疋田							
43	（男女混合クラス）		田中 一	望月タ 一	川口ク 望月セ	岡立 佐藤	水上 花田	
	坂部 若月	上埜 佐野					女・勝呂	
44	若月 芦川	（男女）	川口ク 田中	佐野 天野	望月タ 常磐	松永 佐藤	水上 花田	
		野村 坂部	伊丹				女・勝呂	
45	佐野 天野	望月 坂部	藤原 佐藤	高岡 川口ミ	望月タ 常磐	荻野 芦川	二又 佐野	
			岡立	川口ク			川	
							女・勝呂	

以上のような実態から指摘できることは、学級担任配置の配慮の鍵を握っていたのは教育効果の問題であったという点である。学級担任制が前提となったために、以前のように教員の資質の不均等を補うため、部分的に教育を担当させるという発想から、正教員の監督のもとで全教科を担当させる（修身は別）という対応に移ってきたのがこの時期の特徴である。さらに児童の年齢や能力に応じていかなる学級担任を配置するのが効果的かという問題に、関心が払われるようになってきた。

教育効果の定義づけは校長の識見や学校の置かれていた状況によって異なるために、様々な配

置が各校でなされることになる。例えば、当初は教員の役割を教授に限定する等級制の価値観に基づき、教授内容の高度な高い等級から良い教員が受持つ配置方式がとられることが多かった。ところが、「臣民」学校観が浸透してくると「原理的には学校と教師は就学するすべての児童に学習の理解を保証することが前提とな(22)」り、そのためにはむしろ低学年の方が重要であるという認識のもとで、経験豊富な教員が低学年を担当するという選択肢も生まれてくる。教育時論の「受持のことに就て」という論説では、次のような主張がなされている。

> 試みに問はんか。下級を持つと上級を持つとは、労何れか大なる、教授は何れが重き。又問はん上級と下級とは、何れか重きを置く可き級にして、何れか大切の級なる吾人は其の一々下級に在りと断言するに躊躇せざるなり(23)

その一方で、徐々に増加してきた女教員を低学年に配置する選択肢もあった。

女教員や、明治末期には全教員中に占める割合が最大40%にもなった准教員・代用教員と正教員という教員構成は、「教員数の増大にともなって教育界の内部に階層化をもたら(24)」しており、さらに当該学校での経験年数の要因なども関わり、配慮すべき教員の資質差の捉え方は複雑化しつつあった。

(3)学級担任の担任継続期間の問題

教育観の転換の影響は学級担任制を定着させるにとどまらず、学級担任の意義づけそのものを強化する方向にむかったために、担任による指導・感化の徹底の観点から担任継続期間延長の必要性が指摘されるようになった(25)。先の堀尾太郎の論文では、学級担任が4年間継続して一学級を担任する方法を最善のものとしている(26)。明治39年に、『教育研究』に掲載された論文では、「現今初等教育者の殆んど完成の域に達した時に当っては、既に既に定論のあることで、持ち上り主義といふことには、余り多くの反対も見ないことと信ずる(27)」と述べられており、この時期には持ち上り制を望ましいとする考え方が定着しつつあったことがうかがえる。

本稿で扱った小学校の学級担任の配置状況を見ると、明治20年代には殆どの学校（一校を除く）が学年固定制の学級担任配置を採用しているが、明治後期には学級担任持ち上り制を意識的に取り入れたと思われる学校が4校ある（図1～3と湖西高等小学校)。そこでの実際の配置を見ると、岩科小学校の本多訓導の場合を除けば、いずれも担任教師が同一学級を継続して受持つ期間は最大2年間である。指導・感化の徹底という面では一教員が同一学級を担任する期間が長ければ長いほど望ましいが、実際には入学から卒業までを同一教員が担任する場合などはほとんどない。各校の実践は教育観の転換に影響されつつも、相対的な独自性をもって展開していたと言えるのである。理念としての持ち上り制が実践され難い原因としては、これまで見てきたような教員の資質不均等により児童が不利益を被らないようにという、個別児童および学級集団の教育効果に関する配慮もはたらいていたとは考えられる。しかしそれとは別に、学校管理者である校長の学校組織全体の教育効果への配慮が、持ち上り制の実施を制約していたとも考えられる。

そこで次に、学校組織の観点からの配慮の様態を、学級セクショナリズムの問題認識を手掛かりとして検討することとする。

4．学級セクショナリズムの問題認識

明治後期の多級学校化は学校管理面の機能分化を促進させた。校長や首席訓導が学校内の教育活動のすべてに目を配ることは次第に困難になり、学校の管理体制は体系化しつつあった(28)。学級担任制も学校管理体制の一貫として整備されていく。学級担任の役割は、明治30年代後半から40年代前後にかけて各学校に急速に普及した校規の中にも明文化されている(29)。職務の明確化や先述した試験制度の廃止による評価法の変化・学籍簿の作成義務などは、いずれも教師に対して担任学級への責任の自覚を促すものであったが、一方では職務以外の無関心または非関与の暗黙の了解を生み出す原因ともなった。他の学級の生徒には口出しをしない（できない）とか、各学級間での意思統一ができないために、規律・訓育が徹底しないといった、学級セクショナリズムの問題性が指摘されるようになるのは、まさに学級担任制が定着した明治30年代のことである。

明治31(1898)年に『教育実験界』に掲載された、中野新右衛門という女子高等師範学校の訓導による「担任外児童の教育に就きて」という論稿は、学級セクショナリズムを非難したものである。まず次のような学校の状況について批判を加えている。

> 児童は直接に教授訓練の労を執れるものに親近し且之を尊敬するも、否らざるものには親近することもなく、亦尊敬の念慮も薄きは、之れ自然の勢なり。又教師は我受持にあらざれば、他児童に向ては聊か責任のあることなし、故に教授に於ても又管理に於ても寸毫も我の関する處にあらずとなし、仮令如何なる事の生ずるあるも、心中之を冷視するが如きは亦之れ自然の勢なり、然れども学校の教育は斯く自然の勢に任かすべきものにあらず、又斯ゝる妄想誤解に放任すべきにあらず。(30)

さらに中野は、「教室は神聖にして犯すべからず」「担任教師の職権を害せん」という偏狭な認識が「児童が受持以外の教師の命令を守らず、又禁制に従はざるの弊害」を招くとして、教育の効果を上げるために「数多の機関は各分担の事業を成すと共に、亦相寄り相助けて以て始めて全団体の事業を成就すべきもの」という覚悟が必要であると主張した。

学校管理体制の体系化による職務・責任の分化は、それを担当する教員の自律性を拡張する契機ともなり得る。先に引用した論稿で堀尾太郎は、「学理上より論ずるも、一校統一の必要なし、甲学級と、乙学級との間に於ても、其主任教員、甲と乙とは、相互に独立のものにして、又生徒は、同一時には、同一人は、彼此学級に兼属するものならざるが故に、甲乙の学級間に於ける統一の必要なし(31)」という認識を示していた。この時期の教育雑誌には、教師の「我が学級」意識が散見され、担任教師が自学級に愛着を示す傾向が現れている(32)。

しかし、実際には、学級セクショナリズムによって学校全体の教育活動が阻害されることは、何をおいても避けられなければならない、学級間の差異＝悪であり、それは校長の意思のもとに統一されるべきものとされる場合が一般的であった。「有機体説に基づく国家主義教育原理の『学級化』として学校学級経営(33)」のもとでは、学級の独自性や学級間の指導の差異が肯定されるような土壌は少ない。学校規や職員会議を通じての意思統一・意思伝達(34)、教案－教授週録の点検や授業の巡視による浸透状況のチェック(35)によって、各分掌間、学級間の統一が校長を中心として維持される仕組みが整えられていく。東京市和泉小学校の「学級担任規(36)」には、学級を学校全体という「一社会一家族の其の一小社会一小家族と見做」し、「自他学級の教授訓練の方法と互に、相俟ちて同一歩調」をとるために、校長が示す一つの規範を学級担任が「臨機に反覆詳説して、其実績を挙げ」ることが規定されている。

学級担任制は、各担任間の同一歩調が保たれている限りにおいて、児童への指導の徹底を期して行われるべきものであり、担任による個性的な学級経営を期待するものではなかった。その表れが、学級担任持ち上り制の部分的採用という実態であったと言えるだろう。

5．学級担任配置への経営的関心の高まり

明治40年代になると、全国レベルの教育会議において学級担任や学級の構成に関する議題が提起されるようになってきた。明治41(1908)年５月に開かれた帝国教育会による第二回全国小学校教員会議では、文部省諮問案２項目のうちの一つに、以下のような学級担任配置に関する問題が提示された(37)。

一、尋常小学校（修業年限六箇年）に於ける左の各学級は男教員をして担任せしむると女教員をして担任せしむると教育上如何なる得失ありや

い　男児のみを以て編制せる学級

ろ　女児のみを以て編制せる学級

は　男女児を混同して編制せる学級

さらに明治43(1910)年の第三回小学校教員会議では、文部省諮問案５項目の最初に「一、小学校に於て専科正教員を使用する得失如何」が取り上げられている(38)。そこでは、学級担任教員が必ずしも全教科に堪能であるとは言えないこと、訓練上の統一等は「専科正教員其人を得ると学校長の注意如何とによりて悉く其虞を除去するを得」ることなどから、専科正教員を使用をすることは利益ありとされた。

同年文部省は、准教員や代用教員を配置する場合に「往々独立して一学級を担任せしむる向も有之趣も有之、教育上遺憾」として、正教員の指導のもとで学級を担任することを徹底するように促す通牒を各府県道長に発した(39)。

明治45(1912)年には、『日本之小学教師』に「受持訓導配置に関する十小学校長の実験談」と題

する記事が掲載されている(40)。各校長の実験談の内容を部分的に抜粋して紹介する。

①出来得る丈け持上り主義で、男女教員は各男女児学級を受持たしめるのを本体とする。尋常科に於ては、持上りを前後二期に分つのが良策である　(東京市一ツ橋高等小学校長)

②若し優良なる教員ならば初年級より卒業期迄受持たしめしめるのがよろしい、然し此れは容易に能ふべき事でないから、従つて前後二期に分つて受持教員を変へると言ふ方法も生じて来る。技能に属するものは別として、他の学科は分担するのは不可である。(東京市本郷高等小学校長)

③余は各学年受持を変更する方針である、此は決して持上り主義に反対するのではなく、事実行ひ難いと信じるからである　然しながら受持を変へると言つても、他の同種のものを受持たしめる様にする、即ち今年第五学年の女児を受持つた者は、来学年も亦第五学年の女児を繰り返して受持たしめる。(東京市千代田尋常小学校長)

④第一学年の受持教員の配当法は、三学級ある場合には二人だけ第二学年へ持上り、一人は新しい第一学年の或学級受持として残す、此れは前の仕事の継続者となつて、他の同学年受持教員を指導注意するに便ならしめる。教員の力は各学年に平均に分配される様に配当する(東京市千束尋常小学校長)

⑤児童が本位であるから児童に適合する教師に受持たしめるのが最良法である、故に必ずしも持上りを主義として一貫する事は出来ない、或教員は持上り、或教員は変はると言ふのが至当である、要は児童に適するや否やに依つて決定するのである。(東京市番町尋常小学校長)

⑥高等科に於ても学年持上りを本体とする、高等科は修業年限が二箇年で数多の尋常小学校より入つて来た所の児童を混合したものである。故に訓練上より考へて同一教員が二箇年受持つのが利益がある、然し十分二箇年担任すべき丈けの力ある、優良なる教員を選ばなくてはならない。(東京市愛宕高等小学校長)

⑦其の学級に適合せる教員を配当すると言ふ事になり、なる可く持上りであるが、就任後日も浅く人物学問より見るも再び第一学年を受持たしめる方が有利であると思はれる者には、再び第一学年を受持たしめる。(東京市日本橋女子高等小学校長)

⑧余は尋常小学校に於ては持上り主義を執る可きものであると確信し、明治３６年以来此の方針に依つて居る、　体操は現今の状況にては専科教員を認めるのは止むを得ぬ事と考へるが、第一第二学年にあつては各受持教員に依て授業する事にしてある。(東京市本郷尋常小学校長)

⑨一学年が二学級でも三学級でも兎に角担任者中の一人丈けは是非十分に見識や研究のある先生を入れて置きたい、結局学年主任とも云ふ可きもので、之れはしつかりした人物で他の同僚を不知不識の間に指導して行く様にしたいと思ふ(東京市笄尋常小学校長)

⑩初学年より卒業まで同一の教師に担任せしむると言ふ理想論は、実験上より宜敷ないと思

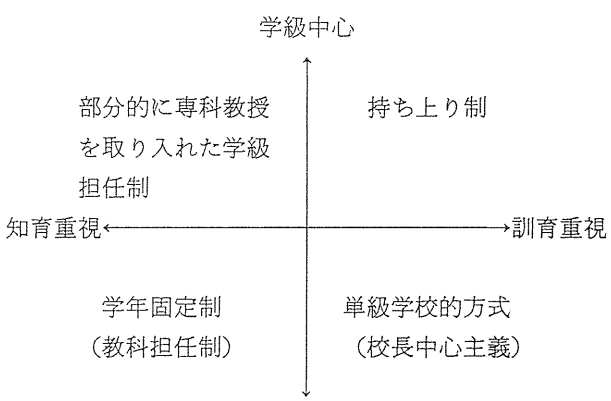
ふ、未だ今日の教師修養の程度では同意が出来ない、　上級では教師の能不能に依つて、幾分分科受持の制を加味するがよい。必ずしも一年生より六年生まで、同形式を採る理由がない、（東京市神田尋常小学校長）

以上見てきたように東京の尋常・高等小学校の十人の学校長が、各学校の置かれた状況や教員の資質などを考慮しながら、何らかの方針をもって学級担任配置を行っていたことが伺える。学級担任の持ち上りについてはいずれの校長も言及しており、一つの理想像として位置づけられていたようである。しかし持ち上りを無条件で肯定しているのは一人だけ（⑧）であり、他の校長は諸条件を考慮した上で部分的に適用することを主張している。いずれにしてもこの段階に至ると、学級担任配置が学校長の経営的配慮を必要とする領域として一定の了解が得られ、こうした校長による具体的提案が歓迎される土壌が育ちつつあったとは言える。

6．おわりに

学級担任配置は、明治後期に訓育中心の教育観のもとで学級担任制が定着して以降、次第に校長の経営的な領域として位置づくことになった。学級児童の訓育面の教育効果のためにとられた学級担任制は、他方では学級セクショナリズムを生み学校全体の教育を阻害する原因ともなるという両義的な性格を有しており、校長の判断や工夫による独自な対応を要請する領域であった。

右図は配慮の観点から学級担任配置方式を類型化したものである。学級制制定当初は主に知育に関心が払われ、しかも学級が独自の経営を行うという認識はほとんど存在していなかったために、学年固定制の学級担任配置がとられていた。教育観が訓育重視にシフトすると、学校内の規範の統一が要請され、一人の教師の感化のもとに学校を統合できる単級学校が理想とされた。この理想のもので、多級学校において学校レベルの統合を目指したのが校長中心の単級学校的方式（学級の独自性の否定）[41]であるとすれば、学級レベルで目指したのが持ち上り制であったと言えるだろう。ところが両者は基本的には対立するものであった。



（図５）学級担任配置方式の４類型

本稿で扱った明治40年代の小学校長の学級担任配置の工夫は、２つの軸の交差部分に位置づく中庸的なものであり、この時期に始めて出版されるようになる学校経営論や学級経営論とも、同様の認識に基づいている。学級担任制はこの時期には持ち上り制を理想とすることで一応の定着

はみたが、実際には学力が依然として重視されるなかで、部分的に専科教授を取り入れた学級担任制に落ちついていったと見ることができる。

以上の仮説的に提示した視点は、尋常小学校の事例的な研究を行って検証する必要があると考えている。また、本稿では扱うことができなかったが、学級担任配置の学校経営的配慮と学校経営論との関連の問題は、本稿を発展させる意味でも是非とも究明したい課題である。

〈註〉

(1) この傾向は、その後の系譜研究の基本的視座となったと指摘される高野桂一氏の「学校経営の歴史－明治以降学校経営研究史を中心に－」(『学校経営の科学』誠信書房、1961) が、学校経営の歴史的過程を分析する視点・方法として、「①学校経営の事実史（実践史）と②学校経営の理論史（研究史)」とに大別できるとしながらも、「その焦点を研究史におき、それとの関連でつかみ得る限度において実態史的側面にふれる」叙述を行っていることに端的に示されている（41～42頁)。

(2) 稲垣恭子「クラスルームと教師」柴野昌山・菊地城司・竹内洋編『教育社会学』有斐閣、1992、95頁

(3) 本研究で扱った主要な史料には、以下のようなものがある。

［学校沿革誌］豊浜小学校、湖西高等小学校、妻良小学校、倉真小学校、岩科小学校、富士川小学校

［教育雑誌］教育時論、教育報知、大日本教育会雑誌（教育公報、帝国教育)、日本之小学教師、教育実験界、教育学術界、小学校、教育研究

(4) 以下、法令についてはすべて『明治以降教育制度発達史』からの引用である。

(5) 佐藤秀夫「明治期における『学級』の成立過程」『教育』1970年６月、24頁

(6) 『日本近代教育百年史　第四巻　学校教育２』(国立教育研究所編　1974、142頁）の佐藤の記述部分より

(7) 前掲論文　佐藤　1970、142頁

(8) 天野正輝『教育評価史研究』東信堂、1993、145～147頁

(9) 堀尾太郎「帝国小学校学級論（承前)」『教育時論』第540号、1900年４月15日、６～９頁

(10)静岡県教育研修所編『静岡県教育史』資料篇上巻、1973、410～412頁

(11)参照した教科書は以下の３冊である。広瀬吉弥『学校管理法』文学社、明治27年。松本貢『学校管理法』文学社、明治27年。寺尾捨次郎『新令適用学校管理法』大日本図書、明治27年。なお、教科書ではないが明治28年に刊行された『学校管理法問答』には、「校務ヲ整理シ、教　師ヲ監督シ、外ハ其ノ学校事業ノ挙否ヨリ施キテ其ノ土地教育ノ得失ニ至ルマデ其ノ責ニ任セザルベカラス」とのみ規定されている（冨山房編輯所編纂15頁)。

(12)校長の職務の中に教員の受持配置が明示されていたのは、以下の３冊である。前掲書　和田　豊編　1901。里村勝之助『学校管理法及び教育法令』文学社、1901。田中敬一『学校管理法教科書』金港堂、1903。寺内頴『新令適用学校管理法』(同文館、1901）には取り上げられていなかった。

(13)前掲書　国立教育研究所編　1974、143頁

(14)『教育報知』第298号　1892年１月16日、６頁。また明治28年の静岡県掛川小学校の校長訓示では、「学科

ハ分科法ヲ以テ教授シ来リシニ（中略）新学年即四月以降ハ凡テ学級受持ノ方針ニ改メント欲ス」と記されており、その前年までは教科担任制を行っていたことが伺える。静岡県教育研究所編『静岡県教育史』資料篇上巻、1973、461～462頁。

(15)尋常小学校における一学級の児童数の上限は一応70人としたが、100人までは一学級として編制することを許容した上で、「七十人以上ナルトキハ本科正教員一人及本科准教員補助教授スル者一人ヲ置クヘシ」（第四條）と規定した。

(16)堀尾太郎「帝国小学校学級論（承前）」（『教育時論』第539号、明治33年４月５日）はその改善策を提言したものである。

(17)相澤英二郎、国府寺新作『新式　学校管理法』成美堂、明治26年、464～466頁

(18)「暁夢漫言」『教育報知』第491号、明治28年９月28日、４頁。同様の問題を指摘した記事も掲載されている。「授業時間割を忽諸に附すべからず。」『教育報知』第522号、明治29年８月27日、４～５頁。

(19)岡山県　梁月居士「小学校偶感一束」『教育時論』第410号、明治29年９月５日、11～12頁

(20)「教育内情談」（名前厭男投寄）『教育報知』第491号、明治28年９月28日、491頁

(21)前掲論文　堀尾　1900、９頁

(22)碓井岑夫「近代日本における教育評価の歴史」『教育学研究』第43巻第２号、1976、58頁

(23)上毛清軒「受持のことに就て」『教育時論』第397号、明治29年４月25日、20～21頁。学校参観の心得の一項目に「尋常一学年の受持に注意すべし」を挙げ、一学年の重要性を指摘した上で「之を軽視して学識浅薄なるものに受持たしめ居るか、又は適当なる人に受持たしめて真正に教育し居るや否やに注意すべし」としている記事もある（東洋学人「初等教育者は宜しく他の学校を参観すべし」『教育報知』第514号、明治29年５月27日、９～10頁）。

(24)陣内靖彦『日本の教員社会－歴史社会学の視野－』東洋館、1988、107～108頁

(25)明治31年『教育実験界』の質疑応答欄でこの問題が取り上げられ、訓育面と学習面で一長一短という判断を示している。「毎年受持生徒を変更」『教育実験界』第１巻第６号、明治31年５月25日。なお持ち上り制を主張する論稿は、上毛（1896）堀尾（1900）の他、田中政逸「学級持ち上り主義」（『教育実験界』第23巻第５号、明治42年３月10日、58頁）などがある。

(26)前掲論文　堀尾　1900

(27)中島鋿三郎「複式教授（学級担任方法）について（承前）」『教育研究』第29号、1906年９月、11頁。

(28)前掲書　国立教育研究所編　1974、1010～1025頁

(29)明治35(1902)年に制定された静岡県見附尋常小学校の校規には「学校制定ノ諸規定」の第一に「学級事務規定」が置かれ、学級受持教員が整理すべき事務として13項目にもわたる詳細な記録がなされている。静岡県教育研修所所蔵『見附尋常小学校沿革誌』。

(30)『教育実験界』第１巻第５号、1898年５月、10～12頁。他にも岡藤城太郎「如何にして道徳教育国民教育の基礎を造るべきか（承前）」（『教育実験界』第３巻第26号、明治34年２月15日、33頁）や、『長野県教育史』（第十二巻資料篇六　長野県教育史刊行会編　1977、473～474頁）の明治33(1900)年の諏訪郡高島尋常

小学校の教員の意見など同様の記述が散見される。

(31)堀尾太郎「帝国小学校学級論（承前）」第541号、明治33年４月25日、７～８頁

(32)題目に「我が学級」という言葉を用いたものは、この頃から登場している。例えば『教育実験界』には次のような論稿が掲載されている。ＢＭ生「我が教室及其の生徒」第14巻第10号、明治37年11月25日、23頁。森田三右衛門「我が級児童の特色」第15巻第４号、明治38年２月25日、70頁。福田澗「我が級訓練の実際」第19巻第７号、明治40年４月10日、９頁。

(33)宮坂哲文「日本における学級経営の歴史」『宮坂哲文著作集第Ⅲ巻』明治図書、1968、265～266頁

(34)職員会議は明治40年代前後になると、「学校管理の重要な方法として注目され定型化されることになった」。詳しくは前掲書（国立教育研究所編　1974）1024～1025頁を参照のこと。

(35)明治30年代には教案の作成が教員に事実上強制される形がほぼ全国的にいきわたり、校長がその事前検閲を通じて教師の教育活動を統制すると共に、教授した内容を記録する教授週録を作成させ、また授業を頻繁に視察することで教案からの著しい逸脱が行われないように管理する仕組みとなっていた。久木幸男・鈴木英一・今野喜清編『日本教育論争史録　第二巻近代編（下）』第一法規、1980、181頁。

(36)植村道次郎「東京市和泉小学校々規」『教育実験界』第15巻第１号、明治38年１月10日、42頁。同様の主張は竹内廣三郎「児童訓練上の実験」（『教育実験界』第10巻第12号、明治35年12月10日、14～15頁）などでもなされている。

(37)『教育時論』第831号、明治41年５月15日、27～36頁

(38)『教育時論』第904号、明治43年５月25日、29～38頁

(39)『教育時論』第920号、明治43年11月５日、33頁

(40)『日本之小学教師』第14巻第159号、明治45年３月15日、57～64頁

(41)校長が電話で命令を下し「同時に自己の虚体を各室に出現」する方法で、直接担任する様子をアイロニカルに描く論稿もある。山口鉞三郎「井蛙鳴（第14回）教室ノ独立及ビ独立教室」『静岡県教育新誌』第95号、明治31年３月。